

みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年8月10日 午後1時48分～午後2時34分

場 所 みやま市役所大会議室

出欠者 出席者 18名 欠席者 1名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

3. 協議事項

1. 農地利用状況調査について

4. 報告事項

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 閉 会

出席委員（18名） 会長 徳 永 順 子

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1番	野 田 一 徳	3番	永 江 三 夫
4番	江 崎 徳 光	5番	河 野 和 夫
6番	中 村 正 治	7番	河 野 順 大
8番	加 藤 和 己	9番	岡 田 佳 子
10番	木 下 正 信	11番	松 藤 忠
12番	東 政 廣	13番	長 岡 直 行
14番	倉 吉 大 作	15番	北 原 喜 博
16番	田 崎 明	17番	前 原 新
18番	松 尾 京 子	19番	徳 永 順 子

欠席委員（1名）

2番 日 高 徳 久

出席推進委員（17名）

座席番号	氏 名	座席番号	氏 名
21番	藤 木 茂 光	22番	井 上 正 光
24番	境 秀 作	25番	山 下 勝 敏
26番	釘 嶋 房 男	28番	上 原 充
29番	松 尾 一 則	30番	柿 原 廣 典
31番	坂 梨 正 充	32番	河 野 通 成
33番	山 下 信 介	34番	城 敬 介
35番	野 中 勝 吉	36番	平 木 啓 喜
37番	渡 邊 哲 司	38番	宮 崎 和 道
39番	坂 口 昌 義		

本会議に出席した事務局職員

事務局長 岡 俊 幸

事務局係長 堤 和 美

事務局 東 竜 雄

事務局 田 中 砂 希

午後1時48分 開会

○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和4年8月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

○会長（徳永）

[挨拶を述べる]

○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしくお祈いします。

○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお祈いします。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は18名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、議席番号2番日高德久委員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。

推進委員は、17名の委員に出席いただいております。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号3番永江三夫委員、同じく4番江寄徳光委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の堤和美君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言におきましては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○12番（東）

1番について、7月26日に申請書及び現地等の確認をいたしました。農業委員としては問題ないと思いますけど、1筆だけ、台帳は田になっていますけど、現地確認をした結果、畑になっているんじゃないかと思われま。贈与に関しては問題ないと思いますので、皆様の御審議方よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

○06番（中村）

譲渡人と譲受人の間柄を説明できればお願いします。

○議長（徳永）

1番は親戚です。

○事務局（岡）

申し訳ないです。今会長が言われたように、親戚関係もあって、今までずっと続けてきたということで贈与という形になっています。以上です。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第16号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

ここで、農業委員会会議規則第11条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とあります。該当委員はここで退室をお願いします。

〔該当委員 退室〕

○議長（徳永）

事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○12番（東）

これも7月26日に現地及び申請書等の確認をいたしました。農業委員としては問題ないと思われま。皆様の御審議の方よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第16号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

〔該当委員 入室〕

○議長（徳永）

事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○36番（平木）

整理番号3番について意見を述べさせていただきます。現地について、申請書と現地確認を7月27日に実施しました結果、現況としましては畑の用途で活用をされているようです。雑草等は一切なく、よく耕作をされておったようです。問題はないと思います。以上、皆様の御審議をよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第16号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○34番（城）

7月27日、地元農業委員さんと一緒に申請書並びに現地等の確認を行っております。現状も荒れてはいなかったもので、地元推進委員としては特に問題ないと思われますので、皆様の

御審議をよろしく申し上げます。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第16号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号5番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○26番（釘嶋）

去る7月28日に現地確認と農業委員会の事務所において書類確認、申請書を確認いたしました結果、申請の内容としては問題ないと思いますので、皆様の御審議をよろしくお願いたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第16号、整理番号5番を原案どおり許可することに決定いたします。

ここで、農業委員会会議規則第11条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とあります。該当委員はここで退室をお願いします。

〔該当委員 退室〕

○議長（徳永）

事務局は、整理番号6番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号6番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。

なお、譲受人の耕作面積が5反未満ではありますが、法人への貸付けによるもので要件を満たしております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○22番（井上）

去る7月27日に職員並びに現地確認の上、問題がなかったと思いますので、審議のほどをよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号6番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

○4番（江崎）

相手方、譲渡人の耕作面積についてこの表に書いてありますが、これは正しい値でしょうか。

○事務局（東）

こちらについては、個人の正確な数字ではありますが、法人の貸付けがございまして、それを差し引いた分になります。

○4番（江崎）

ありがとうございました。

○議長（徳永）

ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第16号、整理番号6番を原案どおり許可することに決定いたします。

〔該当委員 入室〕

○議長（徳永）

次に、議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農振農用地を改良するために一時転用を行うものです。農地転用不許可の例外「一時転用」を適用しています。

東は田、西は道路、北は側溝、南は道路に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下及び北側水路に放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○39番（坂口）

8月5日に役員さんと現地確認いたしましたところ、問題ないと役員さんの了承は得ています。皆さんの御審議をお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（加藤）

8月5日、農地委員、地元委員及び事務局と現地を確認いたしました。この田んぼは湿田ということで、機械を入れても動かんごつなるようなひどい湿田ということで、昨年の災害で土砂が一部流れ込んだところもありますし、今回、山の土を一旦入れるということで、後の管理ができるように入れるということでした。特に問題ないというふうに思いますので、皆様の御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第17号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に農家住宅及び駐車場の敷地を拡張するために転用するものです。農地転用不許可の例外「既存敷地の拡張」を適用しております。

東は宅地及び道路、西は水路、北は畑、南は畑に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、水利委員、地元区長から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水は、合併浄化槽から北側水路へ放流します。雨水は自然流下します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○22番（井上）

8月5日に現地確認いたしました。その際、今事務局から説明のあったとおり、区長さん、水利委員さんの了解を得てということで、特に問題はございませんでした。皆さんの審議をお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（加藤）

これも8月5日、農地委員、地元委員、それと事務局と現地を確認いたしました。特に問題ないと思いますので、皆さんの御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第18号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号2番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に駐車場を確保するために転用するものです。

東は宅地、西は道路、北と南は道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下をします。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○32番（河野）

8月5日に農地委員会の皆さんと事務局、それから地元委員で現地を確認いたしましたが、地元推進委員としましては何ら問題ないと思われますので、皆様方の御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（加藤）

8月5日、農地委員、地元委員、事務局と現地を確認いたしました。農地委員会としては特に問題ないと考えております。皆さんの御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第18号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号3番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に資材置場、倉庫、駐車場を移転するために転用するものです。農地転用不許可の例外「集落接続」を適用しています。

東は宅地、西は田、北は道路、南は田に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、水利委員及び地元区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、水路へ放流及び自然流下します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○29番（松尾）

8月5日に農地委員、地元委員、事務局で現地を確認しました。親子間の申請ですし、現地を確認したところ何ら問題ないと思います。皆様の御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（加藤）

これも8月5日、農地委員、地元委員、それと事務局と現地を確認いたしました。農地委員会としては特に問題ないと考えております。皆さんの御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第18号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号4番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に農産物の集出荷場を設置するために転用するものです。

東は道路、西は畑、北は道路、南は山林に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、水利委員及び地元区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○33番（山下）

8月5日に現地を確認しに行きましたけれども、申請が転用ということで、ちょっともうさられているような感じがしたので、地元の方と話をして、一応転用されるということに問題はなかろうということでございました。皆様の御審議方をよろしくお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（加藤）

8月5日、農地委員、地元委員及び事務局と現地を確認いたしました。農地の管理に少し問題はありましたけれども、疑問はありましたけれども、今回転用されるということで、問題ないだろうということと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第18号、整理番号4番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号5番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号5番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

住宅・公益的施設が連担する第三種農地に資材・残土置場を確保するために転用するものです。

東は雑種地、西は宅地、北は宅地、南は道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○35番（野中）

去る8月5日、地元農業委員さん及び事務局と一緒に現地確認いたしました。今の時点では何も問題ないということです。皆様の御審議お願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（加藤）

8月5日、農地委員、地元委員及び事務局と現地を確認いたしました。農地委員会としては特に問題ないと考えておりますので、御審議の方よろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第18号、整理番号5番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号6番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号6番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

幼稚園舎の移転に伴い10ヘクタール以上の第一種農地に幼稚園舎及び多目的広場を設置します。庄尻川の東側に幼稚園舎を建築し、西側に多目的広場を設置される予定です。多目的広場は催し物の際に駐車場として利用されるそうです。

東は田、西は道路、北は道路、南は道路に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承

済みです。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水は、合併浄化槽を設置して放流します。

雨水排水については、溜枿を設置し水路へ放流及び自然流下します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○35番（野中）

これも8月5日、現地確認いたしましたところ、何も問題ないと判断しております。皆様の御審議をお願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（加藤）

これも8月5日、農地委員、地元委員と事務局と現地を確認いたしました。パイプラインとか水路ののり面とかのいろんな御指摘、意見が出ておりましたが、農地委員会としては特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号6番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第18号、整理番号6番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第19号について説明をしてください。

○事務局（田中）

議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明します。

議案書6ページを御覧ください。周年契約は、田5万7,687平方メートル、畑2万6,402平方メートル、合計8万4,089平方メートルで、件数は21件、筆数は42筆となっております。

内容につきましては、8ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

○議長（徳永）

番号4番の譲受人については新規に農業を始められる方でございますが、本来なら農政委員会にて面談を行いますが、今回は委員の面談は行っておりません。

この件については、事務局より報告をお願いします。

○事務局（岡）

番号4番の方が今回新規就農者ということであります。通常ならば農政委員会にて面談を行っていますが、今回の就農者については、筑後市に在住し、ナスで新たに就農したいということで、筑後市のほうで就農相談をされ、研修を八女市のほうで受けられた方でございます。譲受人については、筑後市に在住でございますが、就農地が筑後市との境にはなりますが、みやま市の農地であり、認定新規就農者は耕作地がある市町村で認定するというので、6月7日に青年就農計画の認定審査会をみやま市の農林水産課、JAみなみ筑後と南筑後普及センターと農業委員会事務局の私で審査会を実施してきております。その面談の結果、認定新規就農者ということで認定してきているところです。

以上のように、譲受人は筑後市の農業者としてやっつけられる、耕作地の周りも筑後市の方が耕作されており、農協についても福岡、八女のほうの組合に入られるという方ですので、筑後市のほうでやっつけられる方ということで、今回については、農政委員会についてはこういう新規の就農者がここに出してありますという報告だけをさせていただいて、面談は行ってないということです。本人についても筑後市で頑張っていくということですので、みやま市としては温かく見守っていきたいと思います。以上です。

○議長（徳永）

ただいま議案第19号について説明をいたしました。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第19号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

それでは続きまして、2. 協議事項1「農地利用状況調査について」を協議します。

協議事項1について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（堤）

協議事項について説明いたします。

農地パトロールを8月から9月にかけて地区ごとで行っていただくことになっております。

12ページにそれぞれの地区の担当を記載しております。よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま2. 協議事項1について説明いたしました。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見ないようですので、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議等ないようですので、2. 協議事項1「農地利用状況調査について」については、提案のとおり決定いたします。

それでは続きまして、3. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（堤）

報告事項について説明いたします。

報告1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借の解約が4件提出されています。内訳は、自作1件、転用1件、設定1件、所有権移転1件です。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けいたします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。

午後2時34分 閉会